

**多古町魅力発信交流館管理運営業務委託に係る
公募型プロポーザル審査基準**

評価項目		点数	評価点
○管理運営に関する基本的な考え方			
1	施設の趣旨・目的に沿って計画されているか	4	
2	提案内容が具体的であり、実現可能性があるか	4	
○具体的な管理運営の方法			
3	適正な人員配置・役割の明確化が図れるか	4	
4	団体内における情報共有方法が確実で、構成員が同様の対応を行うことが期待できるか	4	
5	能力研修等によるスキルアップが期待できるか	4	
6	管理運営の継続性・安定性が見込まれるものか	4	
7	施設を活用しての事業計画は適正か	4	
8	緊急時の対応方法は適正か	4	
○提案者が管理運営するメリット			
9	移住・定住の促進が期待できるか	3	
10	交流人口の増加が期待できるか	3	
11	観光情報など各種情報の発信が期待できるか	3	
12	町の魅力向上、活性化、発展に繋がるものか	3	
13	インバウンド対応が期待できるか	3	
○受託契約希望額			
14	予定価格に対して受託契約希望額が適正か	3	

※採点基準例

特に優れている(特に期待できる):4(3)点 優れている(期待できる):3(2)点

普通:2(1)点 劣っている(基準以下):0点

※委託候補者等の選定

審査委員ごとに提案者の得点を計算し、審査委員ごとの提案者順位(以下「順位」という。)を決める。

審査委員が順位1位を最も多く付けた提案者を候補者とし、順位1位が同数の場合は、同数となった者について、順位2位を最も多く付けた提案者を候補者とする。

順位2位と順位付けた審査委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各審査委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定とする。いずれの方法でも決定できない場合は、審査委員による合議又は多数決により決定する。

ただし、以下に該当する場合は候補者としない。

- ①最低基準点を6割と設定することとし、全審査委員の合計得点がそれに満たない場合
- ②提案した見積価格が契約上限価格を超えた場合